

災害対応病院の役割見直しの検討について

【災害対応病院とは】

「神戸市地域災害救急医療マニュアル」に基づき神戸市が独自に指定

【災害対応病院（市指定）】 計 6 病院

	病院名	基本対応エリア
災害対応病院	甲南医療センター	東部（東灘区・灘区）
	川崎病院	中部（中央区・兵庫区）
	済生会兵庫県病院	北部（北神・谷上周辺）
	神戸市立医療センター西市民病院	中西部（北区（鈴蘭台周辺）・長田区）
	神戸掖済会病院	西部（須磨区・垂水区）
	神戸市立西神戸医療センター	北西部（西区）

<参考：災害拠点病院（県指定）>

神大病院・中央市民病院・災害医療センター・神戸赤十字病院 計 4 病院

○主な機能設備等要件

- ・病床数については、概ね 300 床以上であること。
- ・市と協議で定めた医薬品・衛生資材等を備蓄すること。 など

○主な災害発生時の役割

- ・被災地内で対処できない患者を受入れ、治療を行うこと。
- ・市災害対策本部が設置する医療救護所に対し、備蓄医薬品・衛生資材等を提供すること。
- ・避難所・福祉避難所への医療提供を行うこと。 など

【現状の課題】

- ・救護所や災害拠点病院との役割分担が不明確
- ・避難所等に医療提供する余力の有無
- ・基本対応エリアと現指定病院の配置・数の適否

【検討の方向性】

- ・指定病院の追加（各区 1 病院以上）
- ・基本対応エリアの見直しおよびエリア間の相互支援体制の構築
- ・2 次救急医療提供を基本とした災害対応病院の役割の明確化
- ・災害対応病院の機能設備強化のための支援
(非常時の電源確保に必要な燃料補充に対する支援など)